

# 規則

埼玉県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年十二月二十二日

埼玉県知事 大野 元裕

## 埼玉県規則第九十四号

埼玉県税条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県税条例施行規則（昭和二十五年埼玉県規則第四十一号）の一部を次のように改正する。

第四十四条の表二十八の六号の次に次の三号を加える。

二十八の七	e L T A X による申告が困難である場合の特例の申請書（法第五十三条第五十一項及び第七十二条の三十二の二第二項の申請書並びに法第五十三条第五十七項及び第七十二条の三十二の二第八項の届出書）	別記様式第二十八号の七
二十八の八	e L T A X による申告が困難である場合の特例の承認（申請却下）通知書（法第五十三条第五十三項及び第七十二条の三十二の二第四項の通知書）	別記様式第二十八号の八
二十八の九	e L T A X による申告が困難である場合の特例の承認取消通知書（法第五十三条第五十六項及び第七十二条の三十二の二第七項の通知書）	別記様式第二十八号の九

別記様式第四号（一）の備考2、別記様式第四号（一）の二、別記様式第四号（三）の備考2、別記様式第四号（三）の二の注意1、別記様式第四号（三）の三、別記様式第四号（四）の三の注意1、別記様式第四号（五）の備考2、別記様式第四号（五）の二、別記様式第四号（六）の注意1、別記様式第四号（八）の注意1、別記様式第四号の五（一）の備考、別記様式第四号の五（二）の備考、別記様式第四号の五（二）の三の備考2、別記様式第四号の五（五）の備考、別記様式第四号の五（四）の二の備考2、別記様式第四号の五（一）の備考2、別記様式第十四号（一）の備考2、別記様式第十四号（一）の二の備考2、別記様式第十四号（二）の備考2、別記様式第十四号（二）の二の備考2、別記様式第十四号（三）の備考2及び別記様式第十四号（三）の二の備考2中「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に改める。

別記様式第二十七号の七中

道府県民税額の特定寄附金税額控除額

を

道府県

民税の特定寄附金税額控除額

に改め、同様式の注文中「納税通知書」を「通知

書」に改め、同様式を別記様式第二十七号の七（一）とし、同様式の次に次の一様式を加える。

別記様式第二十七号の七（二）

所在地

年 月 日

法人名

様

代表者氏名

法人の県民税・法人の事業税・特別法人事業税の更正決定

埼玉県 県税事務所長 印

法人の事業税・特別法人事業税の不申告加算金決定  
過少申告 通知書（納額告知書）  
重

次のとおり通知します。

なお、不足税額、加算金及び延滞金を指定納期限までに納付してください。

県 税		納税番号	
事 業 年 度		年 月 日 から	
		年 月 日 まで	
申 告 基 準 日		年 月 日	
申 告 納 付 期 限	県 民 税	年 月 日	
	事 業 税	年 月 日	
確 定 申 告 書 提 出 年 月 日		年 月 日	
修 正 申 告 書 提 出 年 月 日		年 月 日	
県 民 税			
		( 使 途 秘 匿 金 税 額 等 )	( 円 )
		法 人 税 法 の 規 定 に よ つ て 計 算 し た 法 人 税 額	円
		試 験 研 究 費 の 額 等 に 係 る 法 人 税 額 の 特 別 控 除 額	
		還 付 法 人 税 額 等 の 控 除 額	
		退 職 年 金 等 積 立 金 に 係 る 法 人 税 額	
		課 税 標 準 と な る 法 人 税 額 又 は 個 別 帰 属 法 人 税 額 の 総 額	ア
		2 以 上 の 道 府 県 に 事 務 所 又 は 事 業 所 を 有 す る 法 人 に お け る 課 税 標 準 と な る 法 人 税 額 又 は 個 別 帰 属 法 人 税 額	イ
		法 人 税 割 額	ア 又 は イ $\times \frac{\quad}{100}$
		道 府 県 民 税 の 特 定 寄 附 金 税 額 控 除 額	
		外 国 の 法 人 税 等 の 額 の 控 除 額	
		仮 装 経 理 に 基 づ く 法 人 税 割 額 の 控 除 額	

		事 業 税			
		摘 要	課 税 標 準	税 率	税 額
法 第 一 七 十 二 条 掲 げ る 第 一 事 業 項	所 得 割	所 得 金 額 総 額	円		
		年 4 0 0 万 円 以 下 の 金 額		/100	円
		年 4 0 0 万 円 を 超 え 年 8 0 0 万 円 以 下 の 金 額 又 は 年 4 0 0 万 円 を 超 え る 金 額		/100	
		年 8 0 0 万 円 を 超 え る 金 額		/100	
		計			
	軽 減 税 率 不 適 用 法 人 の 金 額		/100		
付 加	付 加 価 値 額 総 額				
	付 加 価 値 額		/100		
資 本 割	資 本 金 等 の 額 総 額				
	資 本 金 等 の 額		/100		
法 第 一 七 十 二 条 掲 げ る 第 二 事 業 項	収 入 割	収 入 金 額 総 額			
		収 入 金 額		/100	

法 第 三 七 号 二 条 掲 げ る 第 一 事 業 項	所得割	所得金額総額			差引法人税割額		
		所得金額		／100	既に納付の確定した当期分の法人税割額		
	付加価値割	付加価値額総額			租税条約の実施に係る法人税割額の控除額		
		付加価値額		／100	過不足法人税割額		
	資本割	資本金等の額総額			均等割額	算定期間中において事務所等を有していた月数 × 月	
		資本金等の額		／100	均等割額	円 × $\frac{ウ}{12}$	
	収入割	収入金額総額			既に納付の確定した当期分の均等割額		
		収入金額		／100	過不足均等割額		
	合計事業税額					過不足県民税額	
	事業税の特定寄附金税額控除額					減少する法人税割額のうち仮装経理に基づく過大申告の更正に伴い繰越控除される税額	
仮装経理に基づく事業税額の控除額					減少する法人税割額のうち租税条約の実施に係る更正に伴い繰越控除される税額		
差引事業税額					分業税	県民税	
既に納付の確定した当期分の事業税額					従業者の数・固定資産の価額	事務所又は事業所の数、発電用固定資産の価額、軌道の延長キロメートル数	
租税条約の実施に係る事業税額の控除額					本県	従業者の数	
差引過不足事業税額					基準		
減少する事業税額のうち仮装経理に基づく過大申告の更正に伴い繰越控除される税額					総数		
減少する事業税額のうち租税条約の実施に係る更正に伴い繰越控除される税額					減少数		
特別法人事業税					仮装経理に基づく特別法人事業税額の控除額		
摘要		課税標準	税率	税額	差引特別法人事業税額		
法第72条の2第1項第1号に掲げる事業の所得割に係る特別法人事業税額		円	／100	円	既に納付の確定した当期分の特別法人事業税額		
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業の収入割に係る特別法人事業税額			／100		租税条約の実施に係る特別法人事業税額		
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業の収入割に係る特別法人事業税額			／100		差引過不足特別法人事業税額		
合計特別法人事業税額					減少する特別法人事業税額のうち仮装経理に基づく過大申告の更正に伴い繰越控除される税額		
					減少する特別法人事業税額のうち租税条約の実施に係る更正に伴い繰越控除される税額		
					過少(不)申告加算金		
					重加算金		
					延滞金の控除期間	対象外税額	
					県民税	全部適用・一部適用	
					事業税	全部適用・一部適用	
					特別税		
					指定納期限	年月日	
					更正、決定又は加算金決定の理由		

注意 この通知書に記載された事項について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に埼玉県知事に対して審査請求をすることができます。この場合、審査請求書（正副2通）はなるべく県税事務所を經由して提出してください。処分の取消しの訴えは、当該審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、埼玉県を被告として（埼玉県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、処分取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があつた日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記様式第二十八号の六の次に次の三様式を加える。

別記様式第二十八号の七

受付印 e L T A Xによる申告が困難である場合の特例の申請書 取りやめの届出書		納税番号	
(宛先) 埼玉県 県税事務局長	年 月 日	(フリガナ) 本店所在地	〒 電話 ( )
		県内における主たる事務所等の所在地	〒 電話 ( )
		(フリガナ) 法人名	
		法人番号	
		(フリガナ) 代表者氏名	
[ 地方税法第53条第50項前段 地方税法第72条の32の2第1項前段 ] の規定に該当することになったので、 e L T A Xによる申告が困難である場合の特例を申請します。			
申請内容	特例の適用を受けることが必要となつた事情		
	特例の指定を受けようとする期間	年 月 日から 年 月 日まで	
	電気通信回線の故障、災害その他の理由によりe L T A Xを使用することが困難である事情が生じた日	年 月 日	
添付書類	<input type="checkbox"/> 電気通信回線の故障、災害その他の理由により e L T A Xを使用することが困難であることを明らかにする書類		
[ 地方税法第53条第57項 地方税法第72条の32の2第8項 ] の規定により、e L T A Xによる申告が困難である場合の特例の適用をやめますので届け出ます。			
届出内容	特例の承認を受けた日又はその承認があつたものとみなされた日	年 月 日	
	特例の適用を受けることをやめようとする理由		
その他の参考事項			

備考 e L T A Xとは、地方税法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織をいう。

e L T A Xによる申告が困難である場合の特例の承認（申請却下）通知書	
年 月 日	
(納税者)	
所在地	
法人名	
代表者氏名 様	
埼玉県 県税事務所長 印	
年 月 日付けで提出された e L T A Xによる申告が困難である場合の特例の申請については、地方税法 第 5 3 条第 項 の規定により 承認 却下 したので、通知します。	
特 例 適 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
却 下 の 理 由	

備考 e L T A Xとは、地方税法第 7 6 2 条第 1 号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織をいう。

注意 この通知書に記載された事項について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 3 か月以内に埼玉県知事に対して審査請求をすることができます。審査請求は、書面で正副 2 通をなるべく県税事務所を経由して提出することにより行ってください。処分の取消しの訴えは、当該審査請求に係る判決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、埼玉県を被告として（埼玉県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があつた日から 3 か月を経過しても判決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記様式第二十八号の九

<p>e L T A Xによる申告が困難である場合の特例の承認取消通知書</p>	
<p>年 月 日</p>	
<p>(納税者) 所在地 法人名 代表者氏名 様</p>	
<p>埼玉県 県税事務所長 印</p>	
<p>年 月 日付けで承認した e L T A Xによる申告が困難である場合の特例の承認については、地方税法 第 5 3 条第 5 5 項 第 7 2 条の 3 2 の 2 第 6 項の規定により取り消したので、通知します。</p>	
<p>これにより、年 月 日の翌日以後の申告について、特例の適用はありません。</p>	
<p>取消しの理由</p>	

備考 e L T A Xとは、地方税法第 7 6 2 条第 1 号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織をいう。

注意 この通知書に記載された事項について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 3 か月以内に埼玉県知事に対して審査請求をすることができます。審査請求は、書面で正副 2 通をなるべく県税事務所を経由して提出することにより行ってください。処分の取消しの訴えは、当該審査請求に係る判決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、埼玉県を被告として（埼玉県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があつた日から 3 か月を経過しても判決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分取消しの訴えを提起することができます。

別記様式第四十七号を次のように改める。



## 附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別記様式第四号（一）の備考2、別記様式第四号（一の二）、別記様式第四号（三）の備考2、別記様式第四号（三の二）の注意1、別記様式第四号（三の三）、別記様式第四号（四の三）の注意1、別記様式第四号（五）の備考2、別記様式第四号（五の二）、別記様式第四号（六）の注意1、別記様式第四号（八）の注意1、別記様式第四号の五（一）の備考、別記様式第四号の五（二）の備考、別記様式第四号の五（二の三）の備考2、別記様式第四号の五（四の二）の備考2、別記様式第四号の五（五）の備考、別記様式第四号の五（五の三）の備考2、別記様式第十号（一）の備考2、別記様式第十四号（一）の備考2、別記様式第十四号（一の二）の備考2、別記様式第十四号（二）の備考2、別記様式第十四号（二の二）の備考2、別記様式第十四号（三）の備考2及び別記様式第十四号（三の二）の備考2の改正規定は、令和三年一月一日から施行する。

2 この規則による改正前の埼玉県税条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。